

国有林野事業における技術開発基本目標

平成 11 年 4 月 30 日 11 林野業第 32 号
林野庁長官より各森林管理局長・森林総合研究
所長・林木育種センター所長 宛

【最終改正】 令和 6 年 3 月 26 日付け 5 林国業第 287 号

国有林野事業において行う技術開発の合理的かつ効率的な推進を図るため、国有林野事業技術開発実施要綱（昭和 55 年 1 月 17 日付け 54 林野業第 263 号林野庁長官通達）第 2 の 1 に基づき、本目標を定めるものである。

1 技術開発基本目標設定に当たっての背景

国有林野事業は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ること等を目標とし、平成 25 年度から、一般会計において実施する事業として、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施策等を推進してきたところである。

こうした中で、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、令和 5 年 12 月 22 日「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）が策定され、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていくことを柱とした基本方針が示されたところである。

2 技術開発の推進方向

国有林野事業における技術開発については、管理経営基本計画を踏まえ、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けた林業の省力化、低コスト化や、森林の公益的機能の高度発揮等に資するものについて推進する。

その際、多様な森林とまとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理経営や林産物の安定供給を行ってきたという国有林野事業の特性を活かしつつ、森林技術・支援センターや森林管理局本局、森林管理署等が連携し、特に実用段階に到達した先駆的な技術や手法の実証等、事業での実用化に向けた取組を推進することとする。

また、課題の設定に当たっては、民有林も含めた既存の課題や成果報告等との重複を排除するよう留意した上で、他の課題の成果を活用・反映することにより、それぞれの課題の成果が早期かつ着実に実用化に結びつくよう取り組むものとする。

さらに、得られた成果については、現地検討会の開催やホームページでの公表等を通

じて広く周知することで、国有林野の管理経営や民有林における普及・定着に資するよう取り組むものとする。

また、試験研究機関等からの長期的視点に立ったモニタリング、データ収集などの要請に対して、森林・林業施策全体の推進に貢献する観点から、国有林野事業の特性を活かした積極的な協力を努めることとする。

3 技術開発基本目標及び目標設定の考え方

以上を踏まえ、次のとおり国有林野事業における技術開発の基本目標を定めるものとする。

(1) 「新しい林業」の実現に資する造林・保育・生産技術の確立

エリートツリーの活用等、民有林においても活用可能な林業の省力化、低コスト化等が期待される技術の確立を図る。

なお、実施に当たっては、特に効率的な施業を推進する森林を効果的に活用する。

(2) 公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全技術の確立

国有林野の機能類型区分に応じた公益林としての管理経営を推進するとともに、公的管理によるものも含め、民有林での公益的機能の発揮にも資する針広混交林化、複層林化、長伐期化等の森林施業及び保全技術の確立を図る。

(3) 効率的な森林管理及び健全な森林の育成技術の確立

森林の機能類型区分にかかわらず、先端技術を活用した森林資源情報の把握等の効率的な森林管理、森林被害防止対策等の健全な森林の育成を実現するための技術の確立を図る。